

「神戸市障がい者プラン（案）」に対する市民意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和2年12月11日（金曜）～令和3年1月15日（金曜）
- (2) 募集方法：郵送、ファックス、電子メール、持参、神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出
- (3) 資料の閲覧場所
- ①窓口： 福祉局障害福祉課（市役所1号館5階）
市政情報室（市役所1号館18階）
各区まちづくり課
各区健康福祉課
北神区役所まちづくり課及び保健福祉課
北須磨支所保健福祉課
西神中央出張所
 - ②神戸市のホームページに掲載
- (4) 意見募集の周知
- ①広報紙 KOBE（12月号）に掲載
 - ②記者資料提供（令和2年12月9日）

2. 市民意見の概要及び市の考え方

- (1) 意見提出状況： 5通 30件

【意見内訳】

- | | |
|-------------------------|----|
| ・生活支援サービスの充実についての意見 | 8件 |
| ・地域移行・地域生活のための支援についての意見 | 3件 |
| ・障がいのある子どもへの対応についての意見 | 6件 |
| ・就労に向けた支援についての意見 | 2件 |
| ・社会参加への機会促進についての意見 | 3件 |
| ・権利擁護・差別の解消についての意見 | 1件 |
| ・人材の確保・育成、資源の確保についての意見 | 3件 |
| ・その他の意見 | 4件 |

(2) 市民意見の概要及び市の考え方

○生活支援サービスの充実についての意見（8件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
障がい者・家族と親しく相談できる関係ができた職員が他の部署に異動して、また一から関係を築いていかなければならないような配置替えは見直していくこと、また次々と変わっていく福祉サービスにしっかり理解し対応できる習熟した職員の配置が求められる。	本市では、職員個人の意欲向上や能力開発を図り職場の職員構成の固定化を防ぐことを目的に人事異動を行っています。第2章(7)人材の確保・育成、資源の確保にありますように、今後も障がい福祉担当職員の知識・能力の向上に努めます。
それぞれの段階で本人や保護者の気持ちにより添った支援が出来るような相談支援の質の向上を求める。（2件）	第2章(1)生活支援サービスの充実にありますように、相談者が適切な支援を受けられるように事業者を含む相談支援体制の充実を図ります。
「第2章 実現に向けた施策(1)生活支援サービスの充実②各種サービスの充実」では、就労に関する記述があった方がよい。	就労に関しては、「第2章(4)就労に向けた支援」にまとめて記載しております。
障がい福祉サービス事業所における職員の処遇改善、人員不足の改善を行うことにより、精神的なゆとりを持って障がい者・家族に対応できるようにしていくことは欠かせない。	第2章(7)人材の確保・育成、資源の確保にありますように、障がい福祉サービス事業所職員の処遇改善や介護人材確保を図ります。併せて、国に対して「良質な人材確保と事業者の経営基盤を安定させるため、引き続き国の責任において適切な報酬単価の改善を図ること」を要望しています。
障がい者や高齢者が地域で自立し生活していく上では、身近に医療機関があることは必須である。	病院等は、開設者等が自らの判断で開設場所を決定し、また、診療科目等についても医療機関が自ら決定することとなっていますが、市内の医療提供体制の確保は重要であると認識しています。今後も診療所や病院といった医療機関が互いに連携して、症状に応じた医療施設へ患者を紹介するなど、市民の皆様が、身近な医療機関で安心して受診していただけるような仕組みづくりを支援します。
介護保険への移行と同時に介護時間を減らされたり、1割負担が生じていることについて早急に解決する必要がある。	本市では、介護保険の該当者の自立支援給付の支給について公平性や透明性を確保し適切に運用できるよう取扱い基準を定めており、介護保険移行前後で必要とされるサービスの支給量が大きく変化しないよう居宅介護や重度訪問介護について上乘せ基準を緩和しています。また、国においても、要件に該当する低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する制度を実施しています。
介護離職の防止に関して、家族の立場に沿った相談・協力体制を築いてほしい。	第2章(7)人材の確保・育成、資源の確保にありますように、障がい福祉サービス事業所への研修の拡充などにより離職防止に努めます。また、本市では新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方が介護業界へ就職した際の就職祝い金・定着一時金支給制度の創設や区役所における求人情報等の提供、介護職の魅力発信などの参入促進策として「コウベ de カイゴ」を積極的に進めています。

○地域移行・地域生活のための支援についての意見（3件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
地域移行の形態は、障がい種別、高齢化した親の立場、障がい者の自立化への度合いなどによって、いくつかの選択肢が示されている。出来るだけ希望に添えるような施策を実現して欲しい。	第2章(2)地域移行・地域生活のための支援にありますように、身近な地域で安心して暮らしていくためにグループホームの体験利用などを通じて地域での生活を実体験していただくことや、関係機関との連携によって地域生活に向けての相談援助を行うなどの支援に努めます。
災害対策として、啓発活動、防災訓練など早急に各区の自立支援協議会を中心に取り組まれる必要がある。	第2章(2)地域移行・地域生活のための支援にありますように、各区の自立支援協議会において要援護者支援の取り組みを進めます。
今回の新型コロナウイルス感染症対策については、3密が避けられない福祉現場の特徴から、感染者が出る前にPCR検査などの検診が受けられるように制度化することが求められる。また、感染症の蔓延と同時に自然災害が発生した場合の避難所の運営なども考えておく必要がある。	本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員や利用者が感染した場合、クラスター発生につながる可能性や重症化しやすい介護・障がい入所施設所施設の中でも介護度の高い施設を最優先にして、公費負担によるPCR検査を実施しています。感染症の蔓延と同時に自然災害が発生した場合に備え、『「新型コロナウイルス感染症」の流行時における大雨・台風への避難の対応方針』を定めています。また、濃厚接触者がやむなく自宅等以外の場所に避難する必要が生じた場合には一般の避難場所とは別の避難場所を確保しています。

○障がいのある子どもへの対応についての意見（6件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
障がいのある子どもたちの成長・発達に関わっている教師や保育士は、自分を障がいのある子どもやその保護者の立場に置いて、相手の思いを理解しようとする姿勢で保育や教育に関わって頂きたい。まず信頼関係を築くことが保育や教育の土台である。	第2章(3)障がいのある子どもへの対応にありますように、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な学びの場を用意したうえで子ども自身及び保護者の希望を十分お聞きして子供の学びの場を決定し、可能な限りの合理的配慮を行いながら教育を実施しています。また、障がいのある子どもの実態把握及び必要とされる支援や保護者との連携などについての理解を深められるよう、特別支援教育に携わる教職員だけでなく一般の教職員や管理職なども対象とした研修を積極的に開催していきます。引き続き学校全体として子ども及び保護者との信頼関係を築き、教職員が子ども及び保護者に寄り添ったきめこまやかな教育を実施できるよう努めます。
障がい児支援に関して、希望者には早急に発達保障の機会としての発達相談や支援利用が受けられるような改善が求められる。また、手帳を持っていない児童の保護者にも、障がいについての理解や今後の子育ての見通しが得られるような、不安を解消するための相談機関の充実を求めたい。何ヶ月か待ちという状態を早期に解決する必要がある。 (2件)	第2章(3)障がいのある子どもへの対応にありますように、児童の発達相談に係る各関係機関の役割を明確化し、児童の発達に関する相談支援体制を整理することによって、支援につながるまでの期間の短縮に努めます。適切な支援が受けられるよう専門的な計画相談支援の充実にも取り組んでおり、これらの関係機関や障害児相談事業所を含めた障がい児福祉サービス事業所などへの相談や支援の流れを市民や支援者に分かりやすくなるよう努めます。また、希望者が早急に発達保障の機会が得られるよう、支給決定基準や事務の流れの見直しを進めます。

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
就学前の保育所や幼稚園、就学後の学校と定期的に障がいに対しての正しい理解を深める場を設けて、児童や保護者の気持ちにより添った丁寧な支援・対応が出来るようにして頂きたい。	第2章(3)障がいのある子どもへの対応にありますように、保育所や幼稚園などから学校への切れ目のない支援を行うために引き継ぎや会議の場を設けて情報共有に努めていきます。また、児童発達支援事業所においても学校との情報共有に取り組みます。
放課後等デイサービスは、重度心身障がいから軽度とされる発達障がいには専門的な知識と経験が要求されるが、児童本人の願いや保護者の希望を大切に一定障がい種別・程度を配慮した運営が好ましい。また、コロナ禍のもとで、複数の放課後デイに通っている子どもから陽性反応が出た場合の対応に苦慮した事例があった。	放課後等デイサービス事業所は、1人ひとりの障がい種別や程度に合わせた支援を行うことが必要とされており、人員配置基準も細かく決められています。第2章(3)障がいのある子どもへの対応にありますように、質の高いサービスを提供できるよう引き続き研修などによる指導を行います。また、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で必要不可欠なサービスの提供を維持していきます。
医療的ケア児の就学前の集団保障は3～4歳児の発達（心身の自己統御する力の獲得）の節目を乗り越えていくためには欠かせないものだと考える。看護師派遣や看護師添乗による通学保障は、医療的ケア児の発達保障、保育や教育を受ける権利保障にとって欠かせないもので大きく評価している。さらに、この制度の拡充を強く願う。	第2章(3)障がいのある子どもへの対応にありますように、看護師派遣などによる医療的ケア児の教育・保育施設への受入れ事業を実施しています。今後も医療的ケアが必要な子どもが集団という「子どもらしい生活の場」を通して健やかに「育ち」「発達」していけるよう制度の内容を検討します。

○就労に向けた支援についての意見（2件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
就労に関しては、定期的に就労先まで出かけて行って相談に乗り、経営者と一緒に支えていくような仕組みを作ることが必要だと思う。経営者は採用時に障がいがあることを知り理解しているが、同僚は理解できていずに無配慮な言動で対応しているなど、人間関係が嫌になって離職する人もいる。	第2章(4)就労に向けた支援にありますように、しごとサポートをはじめとする関係機関と連携や、しごと開拓員による障がい者雇用を考えている企業への相談支援体制の強化などにより、障がいのある人の雇用促進及び職場定着支援に取り組みます。
「農業分野での福祉的就労」で記されているが、野菜や穀物を育て、すくすくと育ち花を咲かせ実を収穫する喜び、そして人に褒められ、喜んで食べてもらう喜び、働く喜びを感じられる点で広げて行って頂きたい。作物や家畜を育てていくことを通して、「自然とのふれあい」「生きるということは何なのか」学びもあるのではないかと。	農業分野での福祉的就労は、障がい特性に応じた作業が可能であることや、地域との交流が生まれること、また、身体面や精神面に良い影響を与える取り組みであると認識しています。第2章(4)就労に向けた支援にありますように、農業に取り組む障がい福祉サービス事業所などと連携しながら農業と福祉の連携推進に取り組みます。

○社会参加への機会促進についての意見（3件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
<p>スポーツ活動では障がい児・者が主人公での開催が主流になっているが、文化芸術活動では、「提供する」から「自分たちで作り楽しむ」主体的に参加する活動へと発展させていくことが大切になってきているのではないかと。</p>	<p>市が主催する障がいのある人が参加する音楽コンサートや美術作品の展示会などでは、障がいのある人が主体的に参加できるような機会を積極的に設けています。第2章(5)社会参加への機会促進にありますように、障がいのある人の文化活動への関心を高め、振興を図ります。</p>
<p>ろう者（聴覚障がい者）の中には文章の理解力が不足している人が多くいる。今はスマホやタブレットを持つろう者が増えているので、生活を保障する為に、手話によるビデオチャット制度の確立及び拡充をして頂きたい。</p>	<p>本市では、新型コロナウイルス感染症の感染もしくは濃厚接触者となった聴覚障がいのある人が医療機関や保健所で説明などを受ける際には、遠隔手話通訳システムで通訳が受けられる仕組みを兵庫県とともに構築しました。今後、本事業の成果や課題の分析をすすめてまいります。</p>
<p>ろう者たちは視覚重視のため、音声の世界と違った世界観がある。そのため、ろう者を熟知し、理解でき、また聴者の世界も知り尽くしている人を聴覚障がい者専用のコンシェルジュとして採用してほしい。また、コンシェルジュの役割の一つとして、聴覚障がい者に対するサービスなどの企画を立てるときに参画させてほしい。</p>	<p>本市では、手話通訳者の資格を有する職員が手話通訳業務だけでなく、意思疎通支援事業の充実や聴覚障がいのある人に対する理解を深めるための市民向け講座の開催などの業務に従事しております。また各区役所（北須磨支所、西神中央出張所含む）にも手話通訳者を1名ずつ配置し、窓口で聴覚障がいのある人がスムーズな手続きや相談が行えるよう支援しております。</p>

○権利擁護・差別の解消についての意見（1件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
<p>様々な形での差別や偏見が学校や職場・アルバイト先で多くなっている。「効率化」「成果主義」「能力主義」「自己責任」を重視する社会的価値観が反映している証ではないかと思う。誰が何時どのような障がいを受けるか分からない時代、障がいのある人の立場に立って支えて共に生きていくことが大切である。</p>	<p>第2章(6)権利擁護・差別の解消にありますように、障がいに対する差別や偏見をなくすためには障がい理解を促進する啓発事業は重要であると考えており、今後も様々な啓発事業に取り組んでいきます。</p>

○人材の確保・育成、資源の確保についての意見（3件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
<p>介護職員の処遇改善について、平均して賃金が他の職種に比べて約10万円も低いこと、また限られた職員数で労働条件が恵まれていないことが、職員の確保が困難なことの一番大きな要因になっていると思う。職員が精神的にも肉体的にも余裕を持って、福祉の仕事の大切さを実感しながら働ける条件を整備して頂くことを強く要望する。</p>	<p>国は、福祉・介護人材の処遇改善について福祉・介護職員等特定処遇改善加算を設けるなど改善策を講じていますが、本市でも第2章(7)人材の確保・育成、資源の確保にありますように、障がい福祉サービス事業所職員の処遇改善を進めます。併せて、国に対して「良質な人材確保と事業者の経営基盤を安定させるため、引き続き国の責任において適切な報酬単価の改善を図ること」を要望しています。</p>
<p>ゼネラルでプロフェッショナルな人材に恵まれると幸いである。生活の異なる、個人の深いニーズにクローズアップして計画してほしい。</p>	<p>「人材の確保・育成、資源の確保」は、本プランの柱の一つとしております。今後も地域の障がいのある人のニーズの把握に努めます。</p>
<p>身体障害者相談員及び知的障害者相談員のスキルアップや情報交換、研修の場が求められている。各障害者相談員の活動が充実できる環境と、相談員活動の活性化を目指す取り組みを計画に反映して頂きたい。</p>	<p>身体障害者相談員及び知的障害者相談員については、障害者地域生活支援センターによる連絡会や研修会などを実施し、相談員のスキルアップや情報交換を図りながら、第2章(7)人材の確保・育成、資源の確保にありますように、地域福祉のプラットフォームの構築を進めます。</p>

○その他の意見（4件）

提出された意見の要約	意見に対する市の考え方
<p>計画(案)の表現について、気になる部分があった。(4件)</p>	<p>ご意見参考にさせていただきます。</p>